第23期第５回高知海区漁業調整委員会議事録

１　**開催日時**　令和７年12月19日（金）　14時00分から14時42分まで

２　**開催場所**　高知市本町５丁目３－20　高知共済会館　３階　「藤」

３　**出席委員**　木下清、石田実、浦尻和伸（リモート）、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成、柴田孝夫、竹内眞澄、問可柾善、中澤芳江、前田嘉広、濵町明恵、川竹佳子（計14名）

欠席委員　堀美菜

署名委員　前田嘉広、石田実

県出席者　水産振興部　山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長

事務局　飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、宮澤主幹

４　**審議事項**

第１号議案　令和８管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし）の設定について

第２号議案　制限措置の変更について（さんご漁業）

第３号議案　制限措置の変更について（もじゃこ漁業）

５　**議事内容**

飯田事務局長　ただ今より第５回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員14名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第４条により会が成立していることをご報告いたします。なお、浦尻委員はリモートでの参加となっています。

それでは会長、よろしくお願いします。

木下会長　皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

山下部長　みなさん、こんにちは。水産振興部長の山下でございます。第５回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

年末も間近となり、慌ただしい時期ですが、本日はご多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、先月に本県で開催されました全国海区漁業調整員会連合会西日本ブロック会議におきましても、翌日の中土佐町の津波避難タワーと体験漁業の視察も含めまして、皆様のご協力もありまして、無事終了することができました。事務局に代わりお礼申し上げます。

本日は、議案が３件でございます。

第１号議案の「令和８管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし）の設定について」は、これらの魚種に関しま

して、来年１月１日から 12 月 31 日までの期間の漁獲可能量を設定することについて、ご意見を伺うものです。

第２号議案の「制限措置の変更について（さんご漁業）」は、さんご漁業の許可の有効期間が令和８年２月末をもって満了いたしますことから、許可又は起業の認可を申請すべき期間等を定めるためにご意見をお伺いするものです。

第３号議案の「制限措置の変更について（もじゃこ漁業）」は、もじゃこ漁業の許可にあたり、現行の制限措置の漁業者の数よりも多い申請の希望があるため、制限措置に記載している漁業者の数の変更についてご意見をお伺いするものです。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分なご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、堀委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、前田委員と石田委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第１号議案「令和８管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし）の設定について」事務局からの説明を求めます。

永野チーフ

それでは、第１号議案　令和８管理年度における漁獲可能量の設定についてご説明いたします。資料１の１ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

７高漁管第 769 号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年 12 月 31 日まで）における漁獲可能量を定めるため、同条第２項の規定により諮問します。令和７年 12 月９日。高知県知事　濵田省司。

まず、皆様のお手元にある資料についてご説明します。１ページが諮問文、２ページが告示案、３ページから４ページが国からの通知文で、５ページから 11 ページが参考資料となっています。

今回は、国からの通知に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群について、令和８管理年度の漁獲可能量い

わゆるTACを設定するものです。

資料５ページをお願いします。

TAC制度についてご説明いたします。TAC制度とは、水産資源を持続的に利用するために、魚種毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで、資源の維持、回復を図ろうとする制度となります。続いて、方針変更、決定の流れについてご説明いたします。まず資料左側の①基本方針の策定にありますとおり、対象となる魚種につきまして、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会での審議を踏まえ、農林水産大臣が国全体での漁獲可能量を定めます。そして、その資源を利用している大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまして、それぞれの実績に合わせた配分量を農林水産大臣が決定し、漁業者と県知事に通知いたします。

次に、資料右側の②県資源管理方針の策定になりますが、県知事は、国から割当られた数量を、更に漁業種類別に配分した県方針について、海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで県方針の変更を国に申請し、承認を経て、新たな県方針を公表するというのが一連の流れになります。

資料６ページをお願いします。

かたくちいわし太平洋系群については、令和７管理年度より管理が開始されました。令和６年度以降に新たにTAC管理が始まる資源については、原則管理の取り組みを段階的に導入・実施することが農林水産省の資源管理基本方針にて定められております。これはステップアップ管理といわれております。資料の表をご覧ください。ステップ１についてはTAC報告の義務化、TAC報告状況の確認・情報収集体制の確立、資源ごとの課題に関する取り組みの実施を行うこととされております。ステップ２ではステップ１の取り組みに加え、都道府県等への配分の試行、ステップ３に向けて管理の運用の検討・試行を行うこととされております。ステップ３では資源管理目標・漁獲シナリオの再設定とそれに基づくTACの設定・都道府県等への配分、採捕停止命令を伴うTAC管理の実行、管理措置の早期レビュー及び必要な見直しを行うこととされております。ステップ３における早期レビュー及び見直しを踏まえ、問題なく管理が行えている場合には通常のTAC管理に移行することとなっております。

表の右側、高知県のTAC管理対象資源をご覧ください。現在、まあじ、まいわし、するめいか、くろまぐろ、まさば及びごまさば、さんまが通常のTAC管理対象資源として管理が行われております。ステップ３、ステップ２には該当資源はなく、かたくちいわし、ぶりについて、令和７管理年度よりステップ１による管理が開始されています。また、現在きんめだい、うるめいわしについてTAC管理が検討されております。

資料７ページをお願いします。かたくちいわし太平洋系群はステップ１による運用となります。表の左側にて、ステップ１の運用について記載されております。TAC の配分という箇所をご覧ください。ステップ１の TAC の配分については実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しないものの、都道府県に対し、具体的な管理を行うための参考となる数量を提示することが記載されております。その下、漁獲が積み上がった場合の対応をご覧ください。ステップ１を運用するうえでは、漁業法第 33 条に基づく採捕停止命令は行わないこととされております。

資料３ページをお願いします。国から通知のあった当初配分の表をご覧ください。さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群については、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があり、その目安数量は表の右側に示しているとおりとなります。これはあくまで目安数量であり、これを超えたからといって採捕停止命令が発動される、直ちに罰せられるというものではなく、大幅に超えるような場合には指導を行うとされております。

資料４ページをお願いします。かたくちいわし太平洋系群については、107,000 トンの内数と記載されております。先ほどご説明させていただいたとおりかたくちいわし太平洋系群はステップ１による管理であり、この 107,000 トンという数量を国一括の管理とし、具体的な配分数量を設定しないということで、このような記載となっております。

資料２ページをお願いします。ただいまの漁獲可能量の設定については、資料２ページの告示案により公示することとしています。なお、公示をするにあたり、内容変更を伴わない軽微な修正等があった場合には、事務局に一任いただければと思います。

また、資料８ページから 11 ページに、本県及び全国でのまあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわしの漁獲量をまとめたものを付けておりますので、お時間のあるときにご覧下さい。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

木下会長　ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員　６ページにステークホルダー会議を開催とあります。ステークホルダーは一般的には利害関係者ということになりますが、大規模に漁獲している漁業者の会合ということでよろしいでしょうか。

木村次長　やはり一番は関係する漁業者の方がステークホルダーになり出席します。その他、魚を扱っている流通業者の方や資源保護団体といった方など

も出席されておりました。幅広く関係者の意見を聞く会となっています。

木下会長　他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第１号議案「令和８管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし）の設定について」は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」という者あり。

木下会長　ご異議ないようですので、第１号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

木下会長　続きまして、第２号議案「制限措置の変更について（さんご漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

宮澤主幹　それでは、第２号議案 さんご漁業に関する制限措置の変更について説明いたします。資料２の１ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

７高漁管第 784 号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第４条第１項第３号に掲げるさんご漁業の制限措置を変更したいので、同規則第 11 条第３項の規定により諮問します。令和７年 12 月 12 日。高知県知事濵田省司。

今回お諮りする内容は、令和８年２月末に有効期限を迎えるさんご漁業の許可更新に伴い、制限措置の内容を変更するものです。

まず、資料４ページをご覧ください。

さんご漁業は水深 100 メートルから 200 メートルほどに生息している深海さんごを漁獲する漁業です。あかさんご、ももいろさんご、しろさんごが漁獲対象で、それぞれ生きている生木と死骸である落ち木を漁獲します。

高知県の西部の土佐清水や宿毛では７メートル以内のケタといわれる棒にロープとチェーンをつなぎ、先にサンゴ網を複数付けた漁具を海底で曳くことにより落ち木などを網に絡め取って漁獲しています。

５ページをお願いします。こちらは東部の室戸岬などの漁具なります。チェーンを使用せずに石にロープとサンゴ網を付ける漁具が東部の漁法となっています。西部のようにケタとチェーンを使用している漁業者も一部います。

６ページと７ページが東部と西部の操業区域図です。東部は室戸岬周辺

の限られた区域が操業区域となっています。西部は足摺岬から宿毛湾沖の島までの比較的広い区域が漁場となっていますが、操業区域から除外している白抜きの区域がいくつかございまして、これまで漁業関係者等で協議を行い、さんごの保護育成のため、許可区域から除いています。

それでは、資料２の２ページをお願いします。こちらは、さんご漁業の許可等の制限措置の新旧対照表です。資料の右側が現行の制限措置、左側が新案となっております。

まず、表中の漁業者の数をご覧下さい。この表において、操業区域１は室戸岬周辺海域を、操業区域２は足摺岬周辺海域のことを示しています。今回は、操業区域２の足摺岬周辺海域において、廃業による減少があることから、資料の表中 漁業者の数を、「170」から、「160」に変更します。続いて資料２ページをお願いします。３ページの最上段にある、３　許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、こちらにつきましては、「令和６年 12 月 27 日から令和７年１月 17 日まで」から「令和７年 12 月 26 日から令和８年１月 16 日まで」に変更します。

なお、公示をするにあたり、内容変更を伴わない軽微な修正等があった場合には、事務局に一任いただければと思います。以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

木下会長　ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

竹内委員　４月以降、制限措置の変更ということで、何件か委員会でありましたが、前々から疑問があり、お聞きしたいです。さんご漁業ともじゃこ漁業について制限措置の変更ということで諮問がありましたので。

県の漁業調整規則第 11 条との関係で、事務的なことになりますが、11 条第１項、知事は許可をしようとするときは制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。これが一つです。

次に、今日の諮問の 11 条の第３項、知事は公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整員会の意見を聞かなければならないとなっています。

この２つのことから、制限措置の内容に許可を申請すべき期間、要するに申請期間は含んでいないと、制限措置と申請期間は別ということです。２つ目は、海区漁業調整委員会に対する法定諮問事項は、制限措置の内容と許可を申請すべき期間のこの２つが法定諮問事項になっています。委員会の答申を踏まえて制限措置の内容と許可の申請期間を公示しなければならないということでございますので、１つは、制限措置の変更というのが普通、調整規則や漁業法上法令として言葉としてでてきません。唯一で

てくるのが、漁業者が既に定められている制限措置の内容と異なった申請をする場合、制限措置の変更ということがでてきますけど、大臣や知事が制限措置を定めた以降に変更という措置に規定はないです。

要は１回定められた制限措置は申請期間が終われば、役割が終わってしまいますので、変更という手続きが出てこないのではないかという気がしています。面倒な話になるので今回はおいておきますけど。

１ページの諮問文をお願いしたいですけど、２行目、さんご漁業の制限措置を変更したいので、同規則第 11 条第３項の規定により諮問しますとなっていますが、本来、制限措置の内容と申請期間が法定諮問事項ですので、かけなければならないとなっていますので、もし、その方向でこの文書を変えるのであれば、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、同規則第 11 条第３項の規定により諮問します、ということであってお示ししていただく内容は、制限措置の内容全体と申請期間の公示期間をお示ししていただくほうがいいと思いますが、漁業調整との関係ない話ですので、この場での答弁はかまいませんので後日教えていただければと思います。よろしくお願いします。

木村次長　検討させていただきます。

木下会長　他にございませんか。

浦尻会長代理　さんごの許可で西部と東部で違うようになっているのは、私は知っていますが、なぜこのようになっているかくらいを説明してさんご漁業をわかってもらう方がいいと思う。なぜ、石と桁になったのか。

木村次長　室戸岬の地形で言いますと、岩などの岩礁地帯で桁を使って曳くと、根がかりするということで、石が使われているものと思います。一方、足摺岬から宿毛にかけては、あまり岩に引っかかることもないため、できるだけ広い範囲で引けるようにそうした漁具が使われているようです。昔は西部も石が使われていましたが、清水か大月の漁業者の方が、改良して桁を使うようになったとのことです。

木下会長　他にございませんか。

濵町委員　私さんごのこと知らなかったんですど、４ページ目の漁具のイメージの下の２番、落ち木を拾うことが主になっているため、生木を折りながら採捕する石が不要になったらしいという記載がありますが、室戸はかまわないんでしょうか。宿毛はこの漁具で、室戸は石で、先ほどの説明では岩に

当たるからという説明で、同じ高知県内で生木を折りながら採捕するかどうか西と東の違いはどういうことでしょうか。

木村チーフ　制限としては桁を使用した方が広い範囲を曳けますので、西部は昔から使用しているということで、7メートルまでの桁を使用できるようにしています。一方、室戸も桁を使いたいという話がありましたので、2メートルということで制限して認めています。石であれば生木を折って採捕するとうことは、答えにくいんですけど。

濵町委員　石やったら生木を折って採捕しているのではということで私は理解しましたが。西部では生木を折るので止めたのに、東部ではやっているということはどういうことかなと思って聞きました。

問可委員　昔は幡多も室戸と同じ石でやっている。室戸の岩礁と足摺の岩礁が違うので、石やと悪がきして岩に掛かかって船で引っ張っても起きないこともあるし、室戸では碆が荒くて、桁でやるとやりにくいところがある。そんな関係で室戸と清水で漁法が違っている。

濵町委員　環境保護のために漁具を変えたのかと疑問に思ったので発言しましたが、よくわかりました。

木下委員　他にございませんか。

澳本委員　制限措置の変更について、これはいいと思いますが、漁法が西部と東部で違うというところ、同じ県の知事許可漁業で漁具が違うというのはどうか。高知県漁協の中でも室戸と清水に許可をとっている人がいます。同じ組合員からでも違うので、統一することができないのか。これを検討するのかどうか。

今回西部で 170 から 160 に許可の数が減ったということで、例えば、今後、西部で何人かさんごをやりたいというときに上限は 170 なのか 160 までにするのか。減った 10 について東部にできないのか。県の中で調整することを検討しているのかどうか。そのあたりを教えて欲しいです。

木村次長　知事許可漁業について、地域によって操業期間、操業区域、漁具・漁法が違うというのは往々にしてあることで、地域によって資源状況が違いますし、他の漁業との調整との関係で違ってくることはあります。さんご漁業については、これまで2回もワシントン条約で付属書Ⅱへの掲載提案があったり、その他議論になったこともあります。そうした中で資源管理と

いうのが求められている漁業ですので、今ある漁法を緩和していくというのは、非常に慎重にならざるを得ないものと考えています。先ほども説明しましたが、桁の長さが網を曳く面積に比例するということで、西部が７メートルなので、東部も７メートルにという議論はしにくい状況です。

２点目、先ほどの話と同じく、さんごは資源管理をしていかなければいけない対象種と考えています。その他では、くろまぐろやしらすうなぎも同じになりますが、そのような漁業につきましては、許可数は増やさないというのが基本方針になりますので、減った分は増やさないというのが基本的な考えです。また、状況が変わりましたら検討することもあるかと思いますが、現時点では減らしていくものと考えています。

西で減った分を東で増やすということも今は考えていない。西の方は特に業界団体で協議して禁止区域を作ったり、さんごの増殖に取り組んでいます。辞めた人の分は基本補充しないということで年々減ってきています。一方、東部ではさんご漁業をやりたい人がいるということで、減った人の分を補充して、さんご漁業を定数化した平成 28 年頃と思うんですけど、許可数が変わっていない状況です。西部が減った分を東部に回すとなると西部で頑張っている分が反映されないことにもなる。そういった調整もあるので、今時点で西部と東部の融通は考えていません。

木下会長　他にございませんか。

ほかにご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第２号議案「制限措置の変更について（さんご漁業）」は、原案のとおり承認するということで、ご異議ございませんか。

「異議なし」という者あり。

木下会長　ご異議ないようですので、第２号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第３号議案「制限措置の変更について（もじゃこ漁業）」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

宮澤主幹　それでは、第３号議案 もじゃこ漁業に関する制限措置等の一部変更について説明いたします。資料３の１ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

７高漁管第 785 号。高知海区漁業調整委員会　様。高知県漁業調整規則第４条第１項第１号に掲げるもじゃこ漁業の制限措置を変更したいので、同規則第 11 条第３項の規定により諮問します。令和７年 12 月 12 日。高

知県知事濵田省司。

第３号議案でお測りする内容は、もじゃこ漁業の許可申請者数の変更に伴い、制限措置を一部変更するものです。

まず、資料４ページをお願いします。

もじゃこ漁業は、ブリ養殖の種苗に用いる全長 15 センチメートル以下のブリ稚魚、いわゆるもじゃこの採捕を目的とする漁業になります。

もじゃこ漁業は、黒潮流軸などで、流れてくる流れ藻に付いたもじゃこを採捕するの漁法で、大きく分けて２つあります。

一つ目は、もじゃこまき網で、流れ藻についたもじゃこをまき網で漁獲するものです。５トン以上の漁船を用いる場合は中型まき網、５トン未満の場合は小型まき網になります。

二つ目は、機船船びき網で、船の動力を使用して、網を曳き、流れ藻をすくい上げて漁獲する漁法になります。

それでは、資料３の２ページをお願いします。こちらは、中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の制限措置の新旧対照表です。

１中型まき網漁業の（１）表中下線部をご覧下さい。下線部はもじゃこ中型まき網漁業の漁業者の数となっております。右側の現行制限措置では「15」と定めておりますが、今回、池ノ浦地区の２名から新たに希望がありましたので、左側新案のとおり「17」へ変更します。

次に、２もじゃこ漁業の（１）表中下線部をご覧下さい。下線部はもじゃこ機船船びき網漁業の漁業者の数となっております。右側の現行制限措置では「32」と定めておりますが、今回、池ノ浦地区の１名が休業のため減少となりますので、左側新案のとおり「31」へ変更します。

なお、こちらにつきましても、公示をするにあたり内容変更を伴わない軽微な修正等があった場合は、事務局に一任いただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

木下会長　ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

竹内委員　先ほどの件と併せて答弁は後日でかまいませんが、中型まき網漁業でもじゃこを採る、この場合は、もじゃこ漁業ではないので、法定知事許可漁業とはいえ、もじゃこ漁業を諮問するのであれば中型まき網漁業も諮問するべきだと思います。

木下会長　他にございませんか。

澳本委員　もじゃこについて、水産庁から県への割当て、令和７年度であれば 340

万尾の割当てが高知県にあると思いますが、高知県のもじゃこは養殖業者にとって成育もよく、元気のいい種苗であるということが口コミで広がってきて、県内のもじゃこ業者に注文が入ってくる。340 万尾というのが前の特別採捕のときの名残り、県内の養殖業者へ種苗を提供できるだけの尾数になっていたと思いますが、今は県外から注文がきていますので、そのあたりの見直しをしていただきたいと水産庁に要望していただきたい。

木村次長　もじゃこにつきましては、例年、計画尾数を業界から要望をいただきまして尾数を設定して、国に協議をかけて、その尾数でやっていくということが続いています。先ほど、澳本委員が言われたとおり、昔と今は状況が違うというのも十分承知しています。業界の方にも必要尾数を上げてもらうように言ってます。おっしゃるとおり高知県の種苗は品質がいいのか、近年、計画尾数は年々増えていっている状況ですので、必要な分は確保できるように協議していきたいと思います。

木下会長　他にございませんか。ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第３号議案「制限措置の変更について（もじゃこ漁業）」は、原案のとおり承認するということで、ご異議ございませんか。

「異議なし」という者あり。

木下委員　ご異議ないようですので、第３号議案は、原案が適当であると、答申いたします。
本日の議案審議は終了しました。これをもちまして、第５回海区漁業調整委員会を閉会といたします。
本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第 23 期第５回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議　　長　木下　清　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　前田　嘉広　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　石田　　実　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２３期第５回高知海区漁業調整委員会次第

開催日時　　令和７年12月19日（金）14時から

場　　所　　高知共済会館　３階　「藤」
（高知市本町５丁目３－20）

１　開会

２　あいさつ

３　欠席委員の報告

４　議事録署名委員の指名

５　議案審議

第１号議案　令和８管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし）の設定について

第２号議案　制限措置の変更について（さんご漁業）

第３号議案　制限措置の変更について（もじゃこ漁業）

６　閉　会

資料１

第２３期第５回高知海区漁業調整委員会

第１号議案

令和８管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし）の設定について

7高漁管第769号

高知海区漁業調整委員会　様

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日まで）における漁獲可能量を定めるため、同条第２項の規定により諮問します。

令和７年12月９日

高知県知事　濵田　省司

告　　示

高知県告示第　号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和７年　月　日

高知県知事　濵田　省司

１　まあじ
　現行水準
２　まいわし太平洋系群
　現行水準
３　さんま
　現行水準
４　かたくちいわし太平洋系群
　107,000トンの内数

7水管第1960号
令和7年11月7日

高知県知事　殿

農林水産大臣　鈴木　憲和

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

令和８管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第１項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第４項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和８管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま	現行水準	0.00%	10トン未満
まあじ	現行水準	1.29%	1,891
まいわし太平洋系群	現行水準	0.41%	2,168
まいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし対馬暖流系群			
うるめいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし太平洋系群	107,000トンの内数	—	
まだい日本海西部・東シナ海系群			

事　務　連　絡
令和７年12月10日

高知県水産主務課　御中

水産庁資源管理部
資源管理推進室

令和８管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

令和８管理年度においてステップ１の管理を行う特定水産資源について、下記のとおり、漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を算出したので提示します。

記

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量	参考シェア（%）	管理を行う際の参考となる数量（トン）
かたくちいわし対馬暖流系群			
うるめいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし太平洋系群	107,000トンの内数	2.38%	2,547
まだい日本海・東シナ海系群			

（注記１）参考シェアは、令和２年から令和４年までの都道府県及び大臣管理区分の３か年の漁獲実績シェアの平均値

（注記２）参考シェアの計算には、農林水産統計の漁獲量を使用。このデータが利用できないと資源管理推進室が判断した、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びかたくちいわし太平洋系群の大臣管理区分（大中型まき網漁業）については、漁獲成績報告書の漁獲量を使用。まだい日本海・東シナ海系群の大臣管理区分（大中型まき網漁業）については、農林水産統計、漁獲成績報告書ともに利用できず、漁獲量ゼロで計算。

（注記３）管理を行う際の参考となる数量は、漁獲可能量に参考シェアを乗じた数値

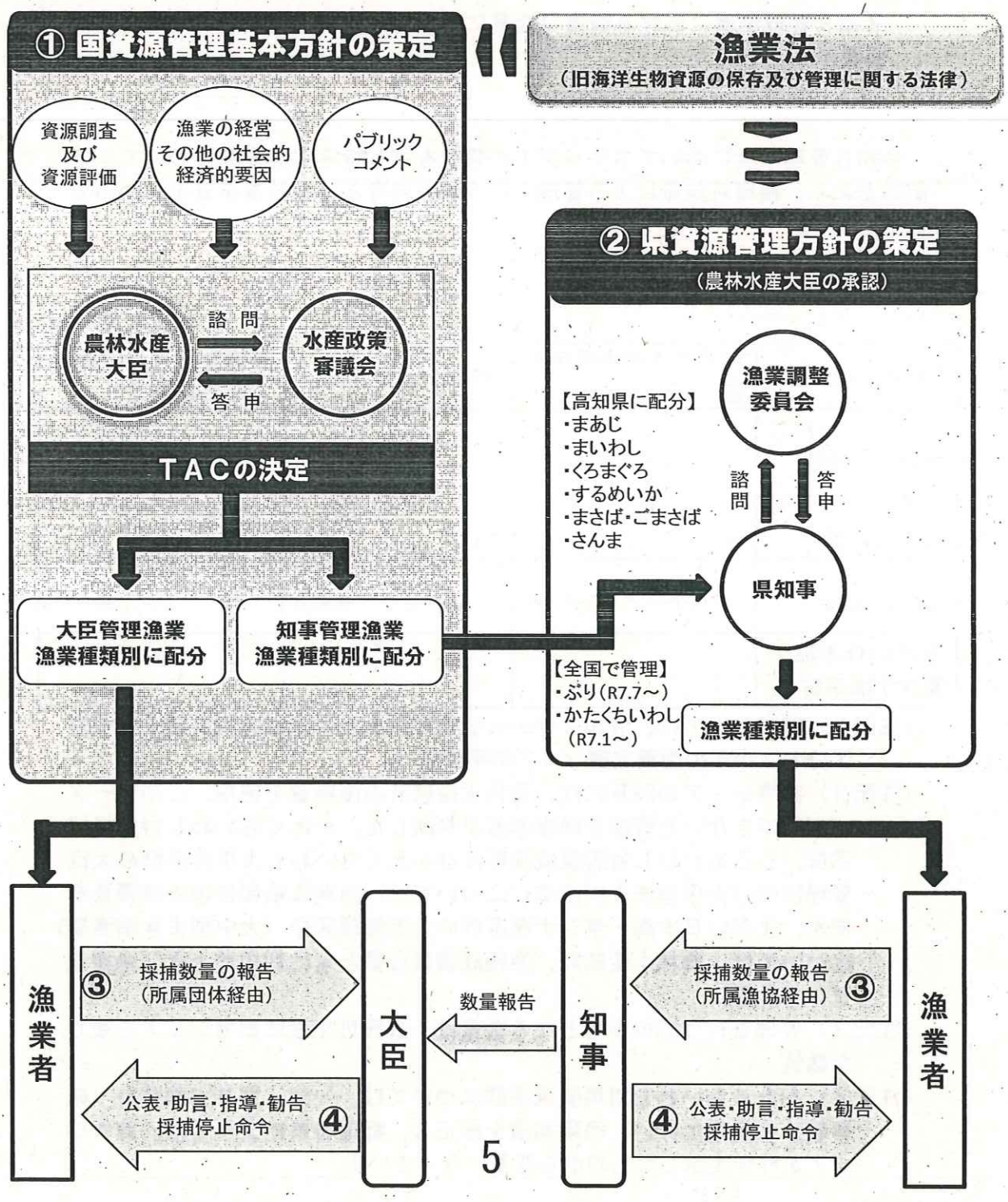
（注記４）かたくちいわし対馬暖流系群については、一部、農林水産統計（確報値）の使用に伴い、漁獲実績を修正し、都道府県によっては、参考シェアが昨年度示したものから変更になっている。

TAC制度（Total Allowable Catch）とは

資源の水準と漁獲量とのバランスをとることにより、いつまでも漁業の対象として利用し続けられるようにするため、魚種毎に漁獲できる総量を定めて資源の維持、回復を図ろうとする制度。

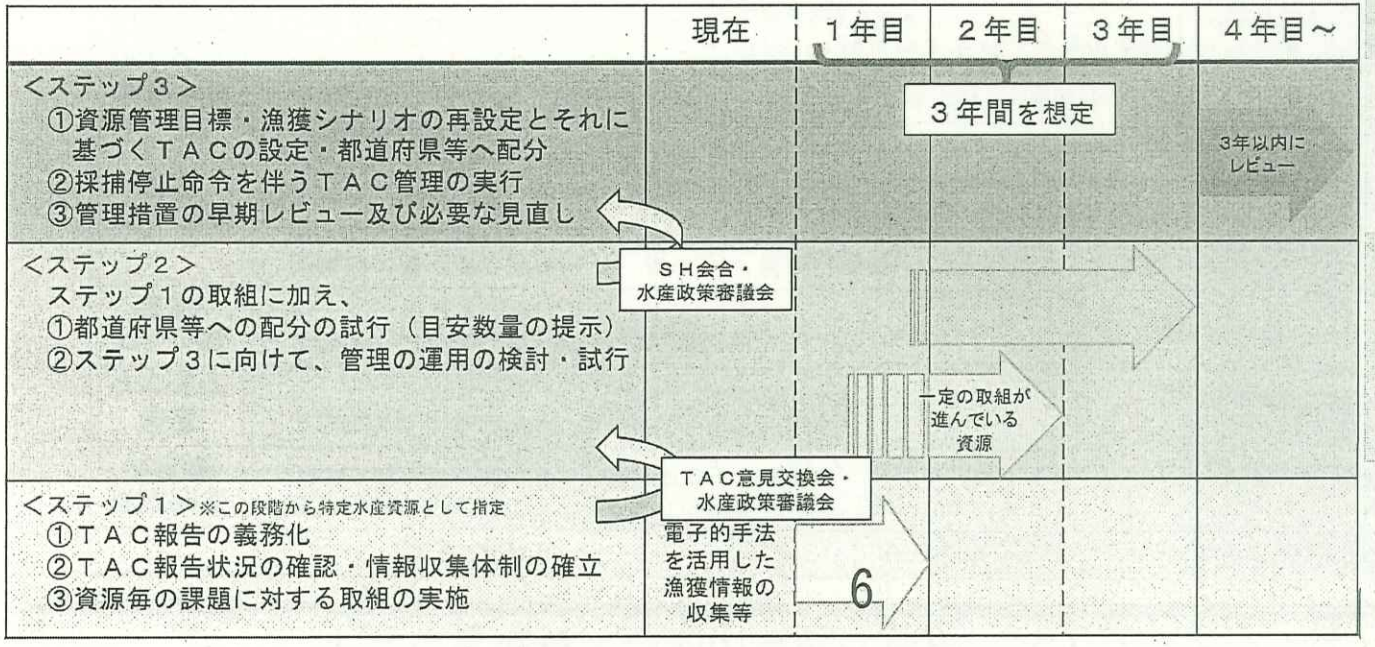
ＴＡＣ：漁獲できる総量（漁獲可能量）

県資源管理方針変更・決定の流れ



ＴＡＣ管理導入当初の柔軟な運用（ステップアップ①）

- 新たなＴＡＣ資源については、通常のＴＡＣ管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、ＴＡＣ管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の３つのステップに分けて、通常のＴＡＣ管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ２までの間に課題解決の取組等に十分な進展があった場合に、ステップ３へ移行する。このため、ステップ３へ移行する前には、ステークホルダー（ＳＨ）会合を開催してステップ２までにおける取組状況等について意見交換を実施。（ステップ１・２で３年間を想定）



高知県のTAC管理対象資源

「通常のTAC管理」
まあじ、まいわし、するめいか、くろまぐろ、まさば・ごまさば、さんま

「ステップ３によるTAC管理」
該当資源なし

「ステップ２によるTAC管理」
該当資源なし

「ステップ１によるTAC管理」
かたくちいわし（R7.1～）
ぶり（R7.4～）
※きんめだい（検討中）
うるめいわし（検討中）

ＴＡＣ管理導入当初の柔軟な運用（ステップアップ②）

	ステップ１	ステップ２	ステップ３
資源管理の目標	・漁業法第12条第１項第１号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（ＰＧＹ）も含む）		・これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	・資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択		・新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
ＴＡＣの設定	・漁獲シナリオから導かれるＡＢＣの範囲内で設定		・左に同じ
ＴＡＣの配分	・実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ・ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示	・都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）	・配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位８割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	・法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする（※１）	・法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討（※１）	・ステップ２までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	・従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証		・自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
資源毎の課題に対する取組	・資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のＴＡＣ管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ２までの間に十分な進展を得ることとする ・ステップ３へ移行する前にＳＨ会合を開催して、ステップ２までにおける取組状況等について意見交換		・導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 ・必要に応じ運用の改良等を検討

※１ 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、ＴＡＣ管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

※２ ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

（参考）

まあじの漁獲量（漁業・養殖業生産統計）

（1）令和６年の全国の漁獲量(上位10県)

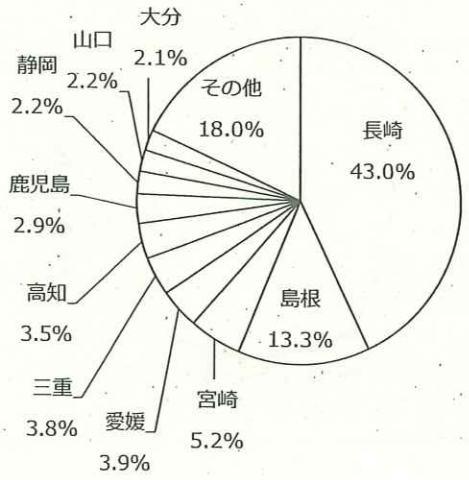
（100t）

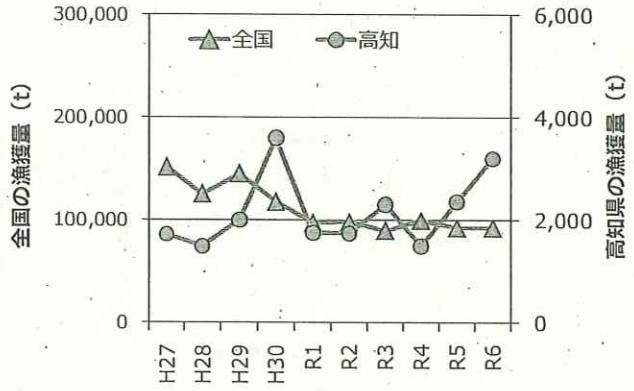
県名	漁獲量	全国比(%)	順位
長崎	396	43.0	1
島根	123	13.3	2
宮崎	48	5.2	3
愛媛	36	3.9	4
三重	35	3.8	5
高知	32	3.5	6
鹿児島	27	2.9	7
静岡	20	2.2	8
山口	20	2.2	9
大分	19	2.1	10
その他	166	18.0	
全国	922	100	

（2）過去10年間の高知県及び全国の年別漁獲量

（t）

	高知	全国	全国比(%)
H27	1,718	151,706	1.132
H28	1,484	125,277	1.185
H29	1,998	144,955	1.378
H30	3,596	117,782	3.053
R1	1,744	97,142	1.795
R2	1,736	97,890	1.773
R3	2,300	89,615	2.567
R4	1,488	99,295	1.499
R5	2,358	92,280	2.555
R6	3,200	92,200	3.471





（参考）

さんまの漁獲量（漁業・養殖業生産統計）

（1）令和6年の全国の漁獲量（上位10道府県）

（100t）

県名	漁獲量	全国比(%)	順位
北海道	137	34.9	1
岩手	64	16.3	2
宮城	52	13.2	3
福島	41	10.4	4
富山	37	9.4	4
長崎	29	7.4	6
青森	17	4.3	7
千葉	9	2.3	8
高知	-	-	-
その他	7	1.8	
全国	393	100	

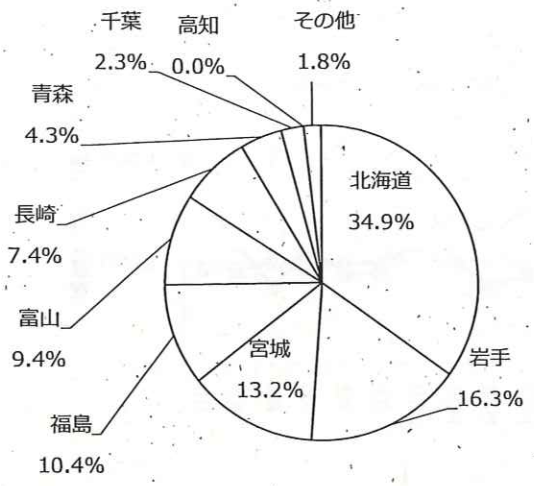
（2）過去10年間の高知県及び全国の年別漁獲量

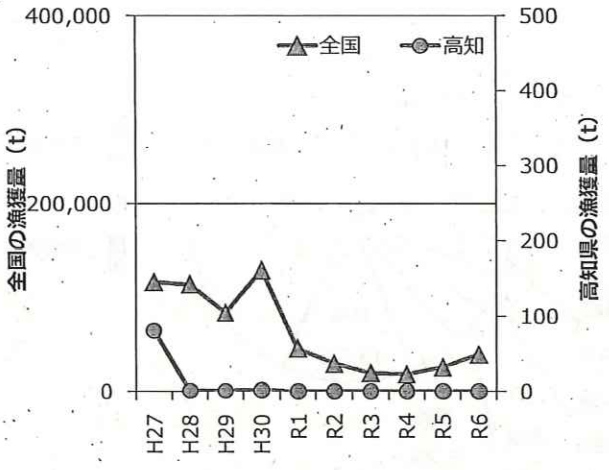
（t）

	高知	全国	全国比(%)
H27	81	116,243	0.070
H28	1	113,828	0.001
H29	1	83,803	0.001
H30	2	128,929	0.002
R1	×	45,778	-
R2	×	29,675	-
R3	-	19,513	-
R4	×	18,384	-
R5	-	25,753	-
R6	-	39,300	-

×：個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

-：事実のないもの





（参考）

まいわしの漁獲量（漁業・養殖業生産統計）

（1）令和6年の全国の漁獲量(上位10道県)

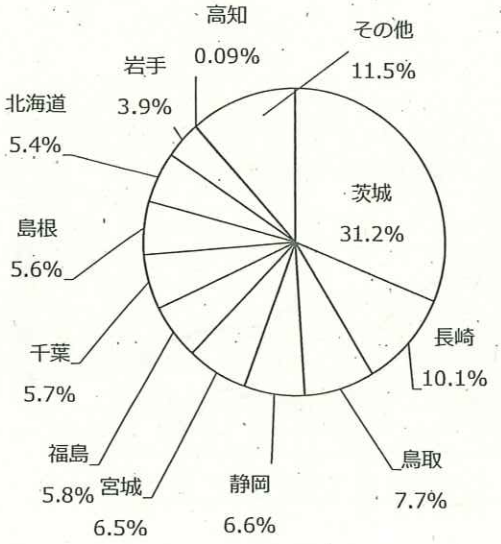
（100t）

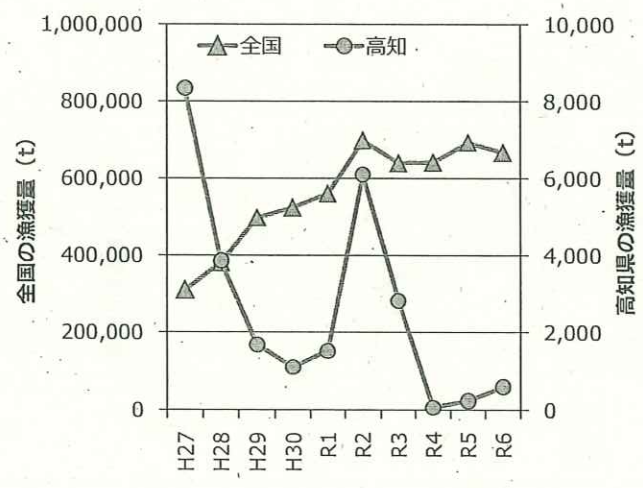
県名	漁獲量	全国比(%)	順位
茨城	2,083	31.2	1
長崎	673	10.1	2
鳥取	511	7.7	3
静岡	438	6.6	4
宮城	435	6.5	5
福島	387	5.8	6
千葉	379	5.7	7
島根	375	5.6	8
北海道	358	5.4	9
岩手	258	3.9	10
高知	6	0.09	24
その他	764	11.5	
全国	6,667	100	

（2）過去10年間の高知県及び全国の年別漁獲量

（t）

	高知	全国	全国比(%)
H27	8,347	311,054	2.683
H28	3,871	382,101	1.013
H29	1,690	497,963	0.339
H30	1,108	524,212	0.211
R1	1,523	560,832	0.272
R2	6,109	698,289	0.875
R3	2,832	639,927	0.443
R4	62	641,797	0.010
R5	235	692,699	0.034
R6	600	666,700	0.090





(参考)

かたくちいわしの漁獲量（漁業・養殖業生産統計）

（1）令和６年の全国の漁獲量(上位10府県)

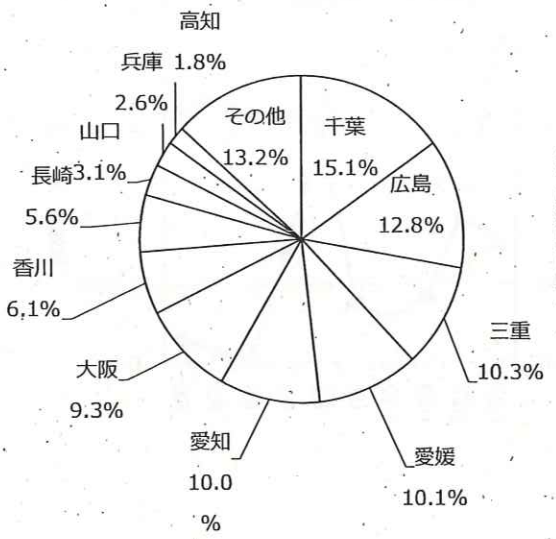
(100t)

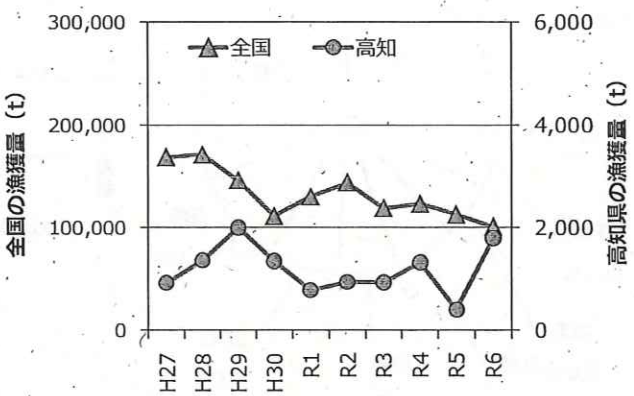
県名	漁獲量	全国比(%)	順位
千葉	152	15.1	1
広島	129	12.8	2
三重	104	10.3	3
愛媛	102	10.1	4
愛知	101	10.0	5
大阪	94	9.3	6
香川	62	6.1	7
長崎	57	5.6	8
山口	31	3.1	9
兵庫	26	2.6	10
高知	18	1.8	13
その他	133	13.2	
全国	1,009	100	

（2）過去10年間の高知県及び全国の年別漁獲量

(t)

	高知	全国	全国比(%)
H27	926	168,745	0.549
H28	1,363	171,176	0.796
H29	2,001	146,082	1.370
H30	1,350	111,374	1.212
R1	782	130,137	0.601
R2	947	143,834	0.658
R3	932	118,923	0.784
R4	1,323	123,241	1.074
R5	405	112,867	0.359
R6	1,800	100,900	1.784





資料２

第２３期第５回高知海区漁業調整委員会

第２号議案

制限措置の変更について（さんご漁業）

7高漁管第784号

高知海区漁業調整委員会　様

高知県漁業調整規則（令和２年高知県規則第73号）第４条第１項第３号に掲げるさんご漁業の制限措置を変更したいので、同規則第11条第３項の規定により諮問します。

令和７年12月12日

高知県知事　濵田　省司

（参考）さんご漁業の許可等の制限措置　新旧対照表

新（案）

1　許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他制限措置

漁業種類	漁業者の数	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数
さんご漁業	161	操業区域（4の操業区域をいう。以下同じ。）1	3月1日から5月31日まで及び9月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満において許可証に記載されている船舶の総トン数
	160	操業区域2	3月1日から5月31日まで及び9月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満において許可証に記載されている船舶の総トン数

2　略

3　許可又は起業の認可を申請すべき期間

旧

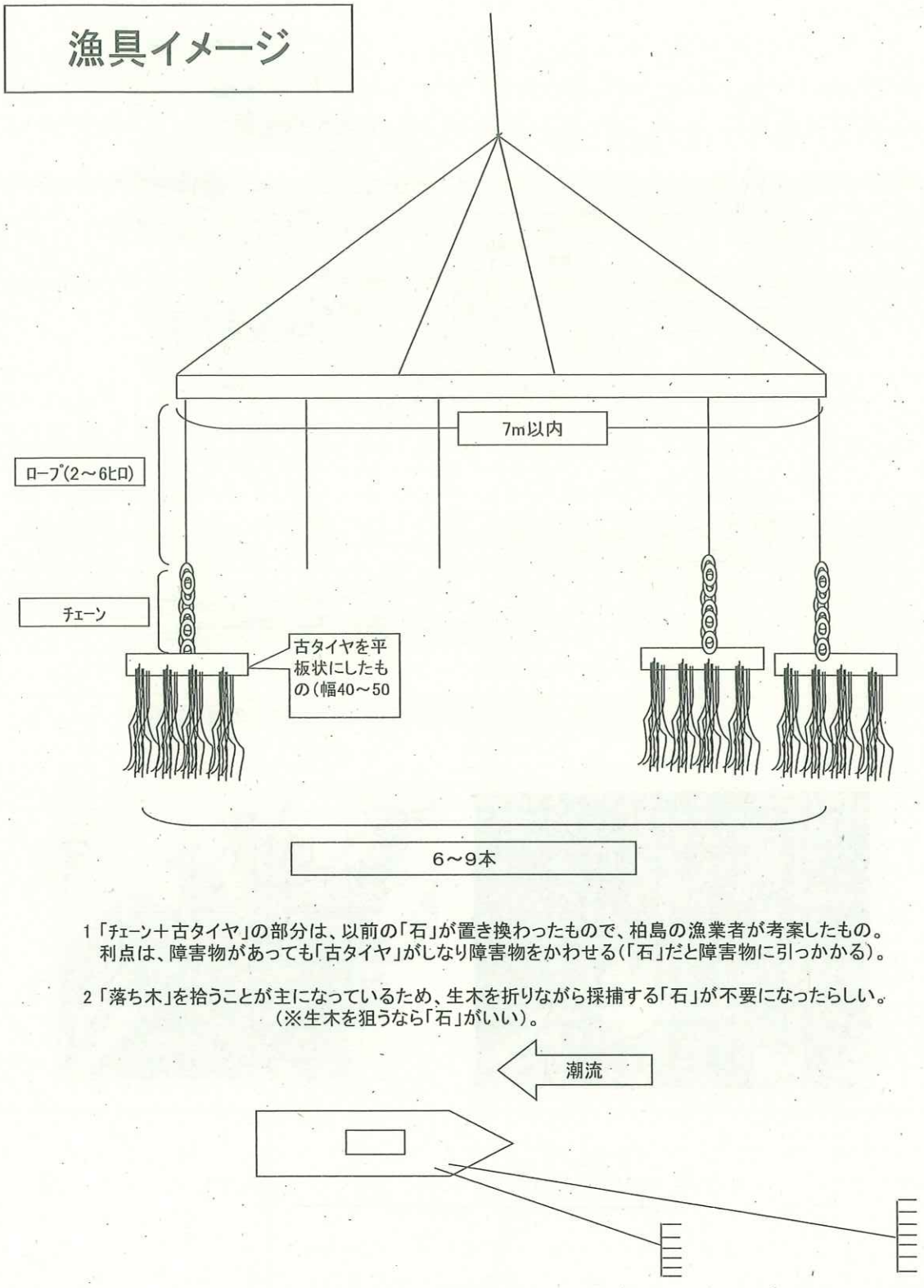
1　許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他制限措置

漁業種類	漁業者の数	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数
さんご漁業	161	操業区域（4の操業区域をいう。以下同じ。）1	3月1日から5月31日まで及び9月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満において許可証に記載されている船舶の総トン数
	170	操業区域2	3月1日から5月31日まで及び9月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満において許可証に記載されている船舶の総トン数

2　略

3　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和７年12月26日から令和８年１月16日まで	令和６年12月27日から令和７年１月17日まで
４　略	４　略



1「チェーン＋古タイヤ」の部分は、以前の「石」が置き換わったもので、柏島の漁業者が考案したもの。
利点は、障害物があっても「古タイヤ」がしなり障害物をかわせる(「石」だと障害物に引っかかる)。

2「落ち木」を拾うことが主になっているため、生木を折りながら採捕する「石」が不要になったらしい。
(※生木を狙うなら「石」がいい)。

図2　高知県西部地域のさんご漁業の漁具・漁法

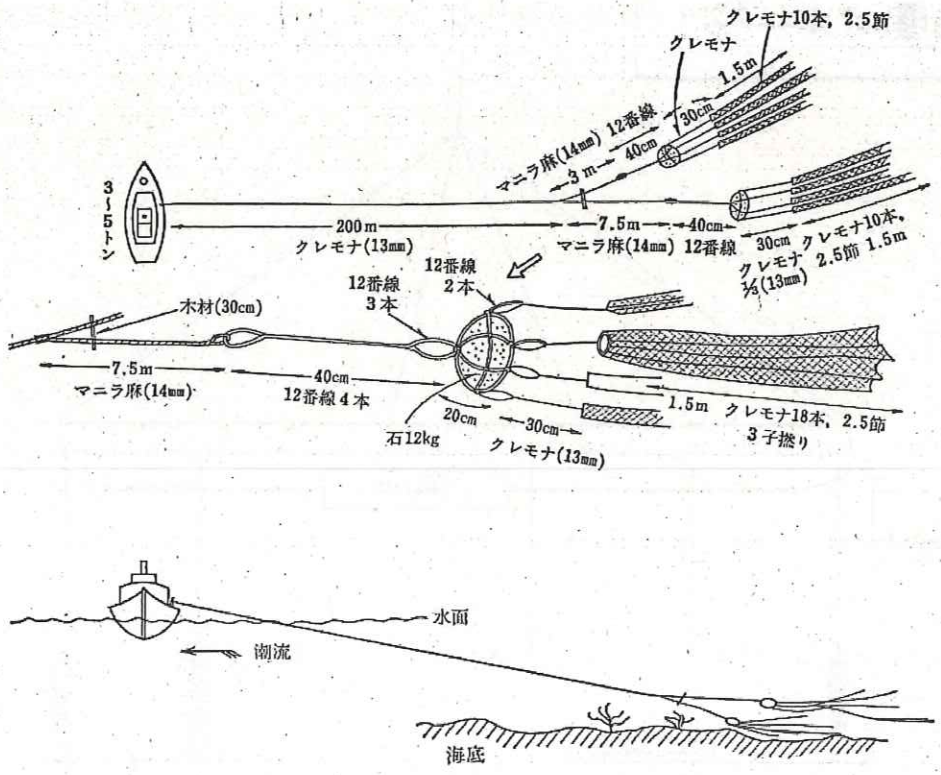


図1　高知県東部地域のさんご漁業の漁具・漁法

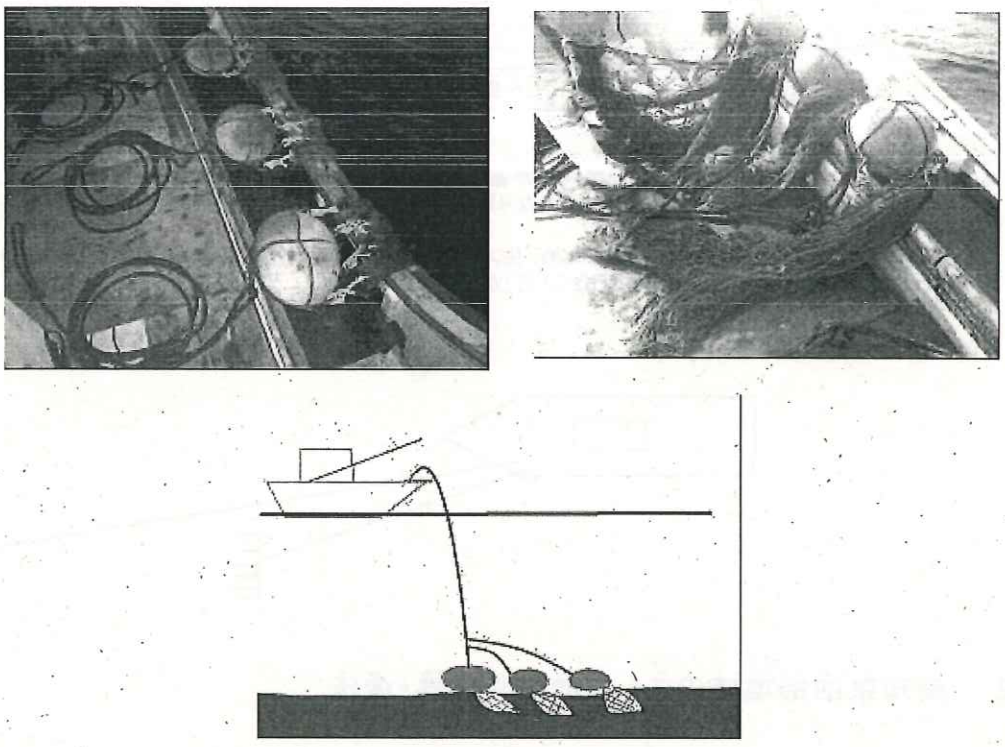
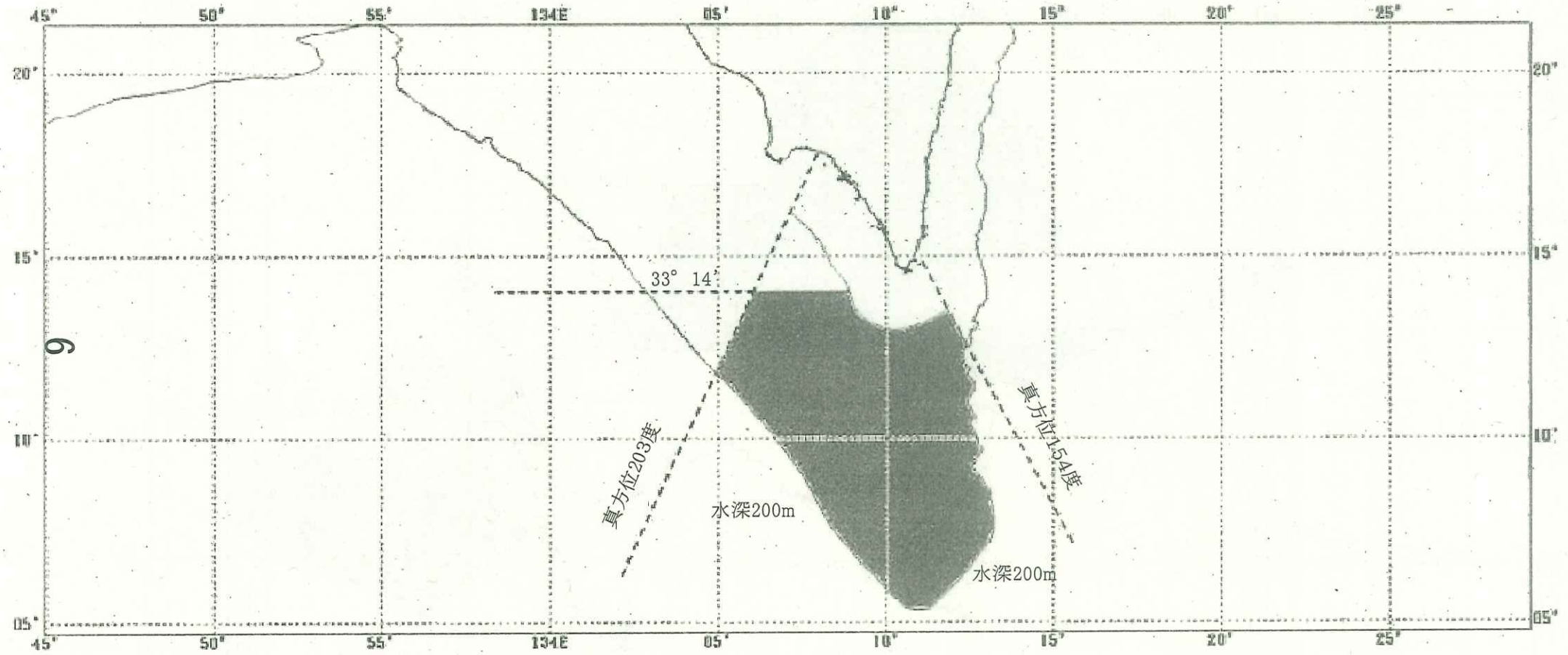


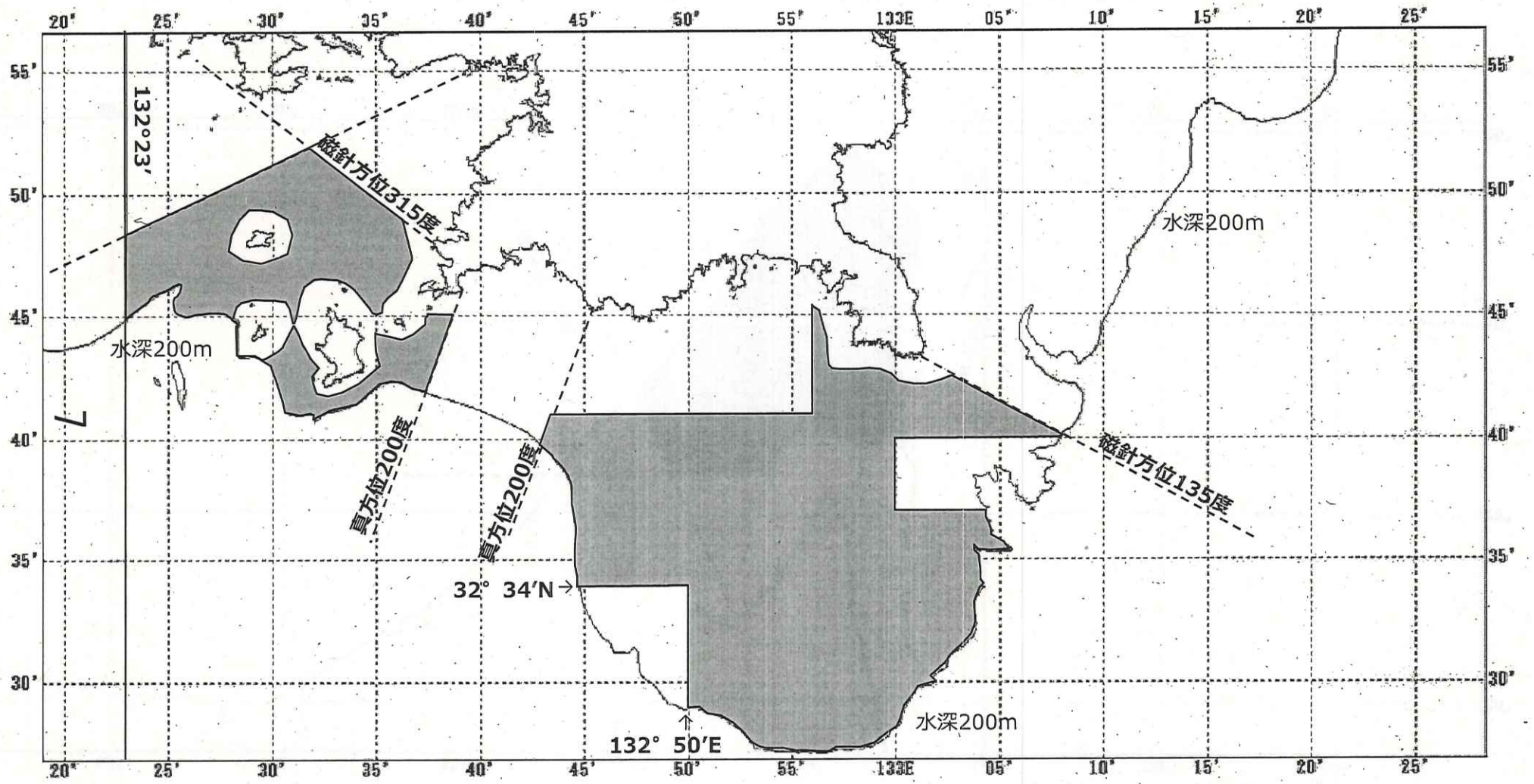
写真1　高知県東部地域のさんご漁業の漁具

さんご漁業　操業区域概略図（東部）



6

さんご漁業　操業区域概略図（西部）



資料３

第２３期第５回高知海区漁業調整委員会

第３号議案

制限措置の変更について（もじゃこ漁業）

7高漁管第785号

高知海区漁業調整委員会　様

高知県漁業調整規則（令和２年高知県規則第73号）第４条第１項第１号に掲げるもじゃこ漁業の制限措置を変更したいので、同規則第11条第３項の規定により諮問します。

令和７年12月12日

高知県知事　濵田　省司

（参考）高知県漁業調整規則による中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等の制限措置　新旧対照表

新（案）

1　中型まき網漁業

（１）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
もじゃこ中型まき網漁業	（3）に定めるとおり	2月1日から6月30日まで	定めなし	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	17	県内に住所を有する者

（２）～（３）　略

2　もじゃこ漁業

旧

1　中型まき網漁業

（１）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
もじゃこ中型まき網漁業	（３）に定めるとおり	2月1日から6月30日まで	定めなし	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	15	県内に住所を有する者

（２）～（３）　略

2　もじゃこ漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
もじゃこ機船船びき網漁業	（３）に定めるとおり	２月１日から６月30日まで	定めなし	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	31（操業区域全体で31）	県内に住所を有する者
もじゃこ小型まき網漁業	（３）に定めるとおり	２月１日から６月30日まで	定めなし	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	31（操業区域全体で31）	県内に住所を有する者

（２）～（３）　略

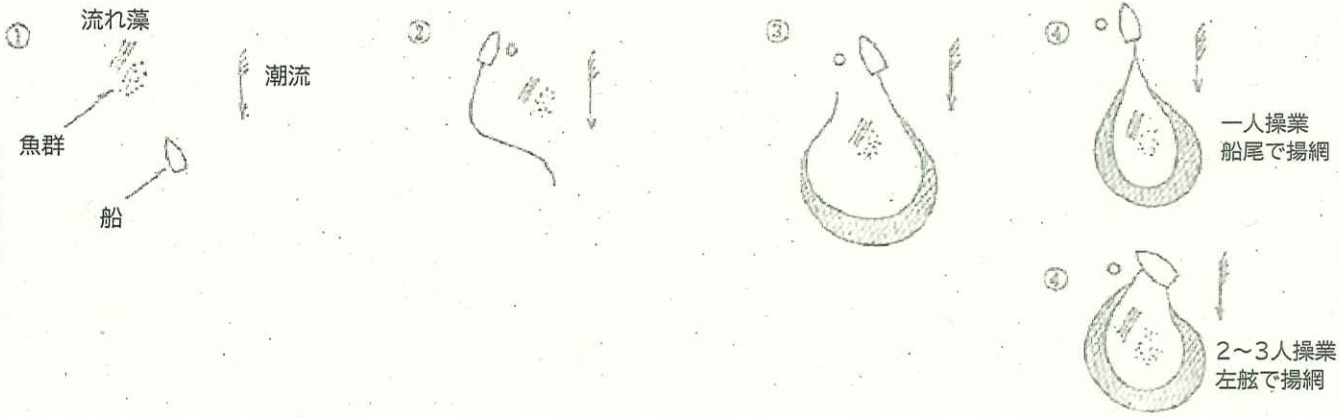
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
もじゃこ機船船びき網漁業	（３）に定めるとおり	２月１日から６月30日まで	定めなし	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	32（操業区域全体で32）	県内に住所を有する者
もじゃこ小型まき網漁業	（３）に定めるとおり	２月１日から６月30日まで	定めなし	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	31（操業区域全体で31）	県内に住所を有する者

（２）～（３）　略

もじゃこ漁業の漁法(概略図)

■ もじゃこまき網

【漁法】
流れ藻にもじゃこがついていれば、ビン玉のついた網の一端を投入し、掛けまわしで藻を巻き込んで、ビン玉側につけた網を手元に引き寄せ、両端の網を船に引き寄せれば、袖網が揚がり、そのまま魚取部まで締めて船中に引きいれる。



■ 機船船びき網

【漁法】
① 流れ藻を発見したら、船速を緩めてヤードを船体と直角に出し、網をいつでも投入できるようにセットする。
② 船の前に流れ藻が来たらヤードにセットしてある網を海中に投入する。
③ 船体を旋回させながら航走し、流れ藻が網の中に入ったら沈子方のロープを手またはローラーで巻き込む。
④ 船体を旋回させながら流れ藻を舷側に寄せ、船上にひき揚げる。

